

# かしいりようく

# 広報44号

令和7年12月20日発行



登米市豊里町土地改良区の地区全景

[発行者] 登米市豊里町土地改良区



宮城県登米市豊里町新町3番地10  
TEL 0225(76)2168  
FAX 0225(76)2159  
[www.toyoto.sakura.ne.jp](http://www.toyoto.sakura.ne.jp)

## 【目 次】

- ご挨拶、表敬訪問の報告 ..... 2ページ
- 役員選挙のおしらせ、人事往来 ..... 3ページ
- 総代会議決結果の報告 ..... 4ページ
- 令和6年度事業報告、収支決算の内訳報告など ..... 4~8ページ
- 令和7年度一般会計収支予算など ..... 9~10ページ
- 土地改良区からのおしらせ ..... 11~12ページ



農山漁村地域整備交付金水利施設等整備事業  
(基幹水利施設保全型) 境沢揚水機場 P11



表敬訪問 (R7.7.29 登米市長への表敬訪問)

P2



全国土地改良功労者表彰

P3

(令和7年4月1日現在)

○受益面積 1,123.2ヘクタール

○組合員 695名



総代：36名

理事： 7名

監事： 2名

職員： 8名

(うち臨時職員2名)

# ～ご挨拶～

理事長 阿部 公



水土里ネット豊里広報44号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

寒冷の候、組合員の皆様方には益々ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。また、常日頃から本土地改良区の事業推進、そして業務・運営に特段のご理解とご協力を頂いておりますことに対し衷心より厚く御礼を申し上げます。今年の稻作は、春先は寒暖の

差が大きくその後6月以降は高温多照で豊作が期待されましたが、その地域や各々の田んぼで減収したり平年並みだったり様々なようでした。また、新作況指数である作況単収指数は宮城県が「99」で昨年を下回る見込みになっています。今年の夏は記録的な猛暑と少雨に見舞われ、取水河川の水量も非常に少なくなり、土地改良区としても水稻の幼穂形成期や減数分裂期そして出穂期の一番大事な時期の用水供給に大変苦慮しながら、水不足にならないよう全力で対応したところでございます。令和7年産米の概算金は3万円/60kgを超え、生産者としては嬉しい半面、消費者価格の高騰で今後のことを考えるとただ喜んではいられない状況です。米を巡る混乱の一因は、農水省による需給の見誤りにあるのではないかと思われます。小泉農相のときは増産方針を打ち出し、鈴木新農相になった途端に方針転換して需要に応じた米生産が原則と強調しており、正に“猫の目農政”状態です。日本初の女性首相高市総理誕生を機に、生産費が確保できる生産者米価と、納得できる消費者米価となるような政策を早急に構築することが求められます。要するに米価の下落で離農が進めば、将来的には消費者にとっても不利益となり、取り返しのつかないことになってしまうのではないでしょうか。

さて、本土地改良区の受益地のほとんどは、ほ場整備が終了し、かんがい排水事業等により揚排水機場の造成工事もすべて完了しております。毎回申し上げてますが、これから最重要課題は老朽化した土地改良施設（揚水機場等）を適正に管理し長寿命化を図ることで、基幹水利施設ストックマネジメント事業や土地改良施設維持管理適正化事業などにより、適切な管理そして補修を行うよう対策を講じてまいります。令和7年度からは境沢揚水機場が県営水利施設等整備事業として総事業費6億4千万円にて工事が進められており、その後七ツ塚揚水機場等の整備と続きますが、地元負担7%(国・県・市町村93%補助)がありますので、それに備えて積立金の積み増しが是非必要になってきます。そのため、今後多少の賦課金増額があると思いますが、特段のご理解のほどお願い申し上げます。

それから、令和8年4月に役員の任期が満了となるため、年度末に役員選挙が執り行われます。男女共同参画社会基本法の成立により女性理事10%以上の登用を求められており、定款・規約・諸規程の一部改正を行いました。農業農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営の強化が必要とされています。

次に、今年度も江払い作業につきましては、豊里地区環境保全会広域協定と連携しながら多面的機能支払交付金制度を活用し草刈の大変なところは大型草刈り機等により作業を効率的に進め、細かい部分のみを刈払い機で刈るなど人力作業が少なくなるように各集落で工夫しながら計画通り江払い作業が実施できました。本当に皆様方のご理解ご協力に心から感謝申し上げます。

さらに、今年も豊里地区環境保全会広域協定による資源向上支払い交付金(施設の長寿命化)により、土地改良施設の補修・更新工事も実施され、土地改良区維持管理費の組合費負担軽減に多大なる貢献を頂いており重ねて厚く御礼を申し上げるところでございます。

終わりに、組合員の皆様方には、ご健康に十分留意され、今後とも以前にも増してご支援ご協力をお願いいたしますとともに益々のご発展とご繁栄、そしてご多幸をご祈念申し上げ挨拶といたします。

## ★ 登米市長への表敬訪問

令和7年7月29日に登米市役所迫庁舎において、登米市長に登米管内7土地改良区理事長による「表敬訪問」を行いました。

この表敬訪問では令和7年4月に就任した熊谷康信市長へのご挨拶とともに、登米市の主要産業である農業の発展のために尽力いただきたいことをお伝えしました。



## ★ 役員選挙が行われます

定款・規約・諸規程の一部改正により、次回の役員選挙から当土地改良区の役員は、**理事7名以上8名以内**と監事2名に変わりました。また、**員外理事を2名以内で登用することができます**。（男女共同参画社会基本法の成立による土地改良区における女性理事の登用等の取り組みに向けて変更になりました）

理事は総代会の決議と定款及び規約に従って、外に対しては土地改良区を代表し、内にあっては業務を執行する機関です。また、監事は土地改良区の業務及び財産の状況を監査する機関です。このように、役員は運営の中核となり重要な責務を担っています。現任役員は以下の日をもって任期満了となりますので、次期役員選挙を任期満了の日前60日から10日までに行うことになります。（役員選挙規程第3条の規定）

なお、員内役員の選挙は員内役員の被選挙権を有した立候補もしくは推薦された候補者のうちから、員外理事の選挙は員外理事の被選挙権を有し推薦された候補者のうちから総代会で総代の投票により当選人を決定します。（登米市豊里町土地改良区定款第20条第1項、同役員選挙規程第1条及び第2条）

役員選挙の詳細については、改めてお知らせします。

	任期満了日	新役員の任期（4年）
理事	R8.4.16	R8.4.17～R12.4.16
監事	R8.4.7	R8.4.8～R12.4.7

次に該当する方は員内役員の被選挙権を有しません

- ①組合員でない者、②法人、③未成年者、
- ④破産者で復権できない者、
- ⑤拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者  
又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※員外理事については「①組合員でない者」を除く

## ★ 人事往来

※敬称略

### ◇表彰◇

※氏名の後の（ ）内は役職



阿部 公（理事長）

- ・全国土地改良功労者表彰
- ・東部支部土地改良功労者表彰



渡辺 重利（理事）

- ・全国土地改良功労者表彰
- ・宮城県土地改良功労者表彰
- ・登米市産業功労者表彰



佐藤 寛（理事）

- ・東部支部土地改良功労者表彰



佐藤 哲義（監事）

- ・東部支部土地改良功労者表彰



今野 守（副理事長）

- ・東部支部土地改良功労者表彰



加藤 政昭（理事）

- ・宮城県土地改良功労者表彰
- ・登米市産業功労者表彰



佐々木 札藏（総括監事）

- ・東部支部土地改良功労者表彰



志賀 泉（工務課長）

- ・全国土地改良功労者表彰

「全国土地改良功労者表彰」第66回全国土地改良功労者等表彰の個人表彰(全土連会長賞)

「宮城県土地改良功労者表彰」令和7年度宮城県土地改良大会「土地改良功労者表彰」(宮土連会長賞)

「東部支部土地改良功労者表彰」水土里ネットみやぎ東部支部第19回通常総会「令和7年度土地改良功労者支部長表彰」(東部支部長賞)

「登米市産業功労者表彰」令和7年度登米市市政功労者表彰(産業功労)

### ◇採用◇

※氏名の後の（ ）内は役職



二階堂 雄一（工務課技師）【令和7年8月1日採用 登米市迫町出身】

豊里町の組合員の方々をはじめ、地域の皆様の安心・安全な日常を守るために、微力ながら頑張らせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ★ 総代会議決結果

### 令和6年度第2回通常総代会提出議案

とき 令和7年3月15日（土）午前9時30分

### 全提出議案可決承認

ところ 登米市豊里多目的研修センター

#### 報告第1号 監査報告

第1号議案 令和6年度一般会計補正収支予算の理事会専決処分に係る報告承認について

第2号議案 令和6年度一般会計補正収支予算（案）議決について

第3号議案 農業農村整備事業（土地改良施設維持管理適正化事業第49期生）計画承認について

第4号議案 農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））境沢地区実施計画の議決について

第5号議案 登米市豊里町土地改良区地区除外等処理規程の一部変更について

第6号議案 登米市豊里町土地改良区会計細則の一部変更について

第7号議案 令和7年度組合費賦課金額・用排水施設使用料及び徴収方法の決定について

第8号議案 令和7年度農地転用に伴う転用決済金の算定について

第9号議案 令和7年度畠地化協力金の算定について

第10号議案 令和7年度役員報酬について

第11号議案 令和7年度短期借入れについて

第12号議案 令和7年度一般会計収支予算議決について

第13号議案 令和7年度金銭預入先金融機関の議決について



議長の  
菅原 和彦 総代

### 令和7年度第1回臨時総代会提出議案

とき 令和7年7月26日（土）午前9時30分

### 全提出議案可決承認

ところ 登米市豊里多目的研修センター

第1号議案 令和6年度事業報告の承認について

第2号議案 令和6年度財務諸表、一般会計収支決算書及び財産目録の承認について

#### 報告第1号 監査報告

第3号議案 登米市豊里町土地改良区定款の一部変更について

第4号議案 登米市豊里町土地改良区総代選挙規程の一部変更について

第5号議案 登米市豊里町土地改良区役員選挙規程の一部変更について

第6号議案 登米市豊里町土地改良区規約の一部変更について

第7号議案 登米市豊里町土地改良区会計細則の一部変更について

第8号議案 登米市豊里町土地改良区利水調整規程の一部変更について

第9号議案 登米市豊里町土地改良区委員会処務規程の一部変更について

第10号議案 登米市豊里町土地改良区処務規程の一部変更について

第11号議案 令和7年度一般会計第1回補正収支予算（案）議決について



議長の  
菅原 和彦 総代

## ★ 令和6年度事業報告、収支決算の内訳

### 事業報告

#### 第一 地区及び組合員の状況

(地区及び組合員)

年度	総地積(m <sup>2</sup> )	付記	組合員数(人)	付記
令和5年度末	11,235,427	R6.3.31現在	702	R6.3.31現在
令和6年度末	11,231,811	R7.3.31現在	695	R7.3.31現在
比 較 増 減	△3,616	地区除外による減	△7	利用権設定等による減

## 第二 事業の状況

(施設維持管理の状況)

名称	施行額(円)	工事場所	工事内容	節
江扱費	2,955,486	地区内	用排水路の江扱	1
自家用電気工作物保安管理業務	1,093,422	〃	揚水機場(11か所)	2
揚水機場運転管理業務	705,127	〃	揚水機場(12か所)	
自家用電気工作物保安管理業務	107,206	〃	三沼排水機場	3
十五貫排水機場エンジン保守点検業務	262,900	七番江	147kWエンジン点検1式	
その他業務委託費	56,450	地区内		
業務委託費(1款1項9目)計	5,180,591		※1節:管理費、2節:揚水費、3節:排水費	
その他修繕	103,419	地区内		1
番江第4用水管路小31-1漏水補修工事	45,100	北大崎	水管橋漏水補修1式	2
下沼用水管路給水栓設置工事	396,000	上沼田	給水栓設置1箇所	
用水管路補修工事	179,300	下沼田他	φ600mm管漏水補修1箇所 給水栓接着部剥離補修1箇所	
下沼用水管路漏水補修工事	242,000	中沼田他	空気弁漏水補修1箇所 仕切弁漏水補修1箇所	
大沢送水管水管橋補修工事	48,400	上沼田	水管橋漏水補修1式	
給水栓立上管部吸出経路調査工事	99,000	南細沼	吸出経路調査1式	
下沼用水管路給水栓補修工事	68,200	下沼田	給水栓立上管漏水補修1箇所	
下古屋揚水機場吐出管漏水補修工事	286,000	新加々巻	吐出管漏水補修1式	
大曲揚水機場封水小配管補修工事	243,760	南前田	封水小配管補修1式	
蓬沢ため池安全施設更新工事	858,000	大沢	ネットフェンス更新L=30m	
幹線用水路浚渫工事	990,000	上下沼～上沼田	用水路浚渫1式	
寿崎第1揚水機場高圧ケーブル更新工事	792,000	寿崎前	高圧ケーブル更新1式	
寿崎第1揚水機場電話保安器ボックス交換工事	66,000	寿崎前	電話保安器ボックス交換1式	
旧揚水機場構造物撤去工事	110,000	白鳥浦	構造物撤去1式	
その他修繕	301,370	地区内		
三沼排水機場貯水タンク配管改修工事	220,000	川前	配管改修1式	3
小排158号旧暗渠閉塞工事	110,000	芝下	旧暗渠閉塞1式	
三沼承水路目地補修工事	187,000	昭和	目地補修1式	
その他修繕	3,812	地区内		
修繕費(1款1項11目)計	5,349,361		※1節:管理費、2節:揚水費、3節:排水費	

・緊急事態が発生した時の維持管理 該当なし

(工事実行の状況)

工事名	事業費(円)	工事場所	工事内容	款項目節
豊里地区（適正化44）1号 寿崎第2揚水機場整備補修工事	9,350,000	十丁田	補機類、電気設備、除塵機設備、集中監視設備の整備補修1式	1-2-1-1
計	9,350,000			

### 第三 事務の経過

(会議の開催状況) 総代会 2回 / 総務委員会 7回 / 理事会 7回 / 工事委員会 3回

監事会 3回 / 地区連絡委員会並びに用排水調整委員会 1回

(定款、規約、諸規程の変更及び認可申請) 諸規程の一部変更(令和7年3月15日総代会議決)2件

諸規程の一部変更(令和7年1月29日理事会議決)2件

(事業計画の変更及び認可申請) 該当なし

(その他) 役員選挙 該当なし

総代選挙 任期満了に伴う総選挙を令和6年7月21日に執行し、無投票にて36名が当選。

新たな総代の任期は令和6年8月8日～令和10年8月7日までの4年間になります。

※就任した総代の一覧は前号（かいりょうく広報43号）にてお知らせ済みのため省略

### 第四 経理の状況

(長期債借入金、一時債借入金) 当該年度の借入れ 該当なし

(組合費賦課金並びに用排水施設使用料の納入及び滞納状況)

項目	調定額(円)	収入済額(円)	未納額(円)	納入率(%)
経常賦課金	108,021,094	107,680,459	340,635	99.68
特別賦課金	303,470	303,470	0	100.00
計	108,324,564	107,983,929	340,635	99.69
用排水施設使用料	2,031,467	2,031,467	0	100.00
合計	110,356,031	110,015,396	340,635	99.69

#### 一般会計収支決算

[ 収入 ] 235,701,623円

科目	収入決算額(円)	予算額(円)	予算対比(円)	決算額比率	付記
1款 土地改良事業収入	108,030,799	108,495,000	△464,201	45.83%	
2款 附帯事業収入	10,438,467	10,457,000	△18,533	4.43%	
3款 特定資産運用収入	14,629	10,000	4,629	0.01%	
4款 補助金等収入	8,407,000	8,394,000	13,000	3.57%	
5款 交付金収入	6,930,000	6,930,000	0	2.94%	
6款 業務受託料収入	4,477,190	4,403,000	74,190	1.90%	
7款 雑収入	895,401	4,074,000	△3,178,599	0.38%	
8款 借入金収入	0	30,000,000	△30,000,000	0.00%	
9款 特定資産取崩収入	60,291,221	61,292,000	△1,000,779	25.58%	
10款 繰越金	36,216,916	36,217,000	△84	15.37%	
収入合計	235,701,623	270,272,000	△34,570,377		

[ 支出 ] 192,040,500円

科目	支出決算額(円)	予算額(円)	予算対比(円)	決算額比率	付記
1款 土地改良事業費支出	75,861,435	108,029,000	△32,167,565	39.50%	
2款 附帯事業費支出	8,541,384	8,828,000	△286,616	4.45%	
3款 一般管理費支出	40,266,694	45,931,000	△5,664,306	20.97%	
4款 借入金返済支出	298,674	30,299,000	△30,000,326	0.16%	
5款 支払利息	4,814	56,000	△51,186	0.00%	
6款 特定資産積立支出	67,067,499	67,182,000	△114,501	34.92%	
7款 予備費	0	9,947,000	△9,947,000	0.00%	
支出合計	192,040,500	270,272,000	△78,231,500		

【繰越金 43,661,123円】

## 貸借対照表

一般会計（令和7年3月31日現在）

科目	当年度(円)	前年度(円)	増減(円)
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>	<b>47,252,316</b>	<b>51,566,148</b>	<b>△4,313,832</b>
現金及び預金	37,197,650	38,803,871	△1,606,221
未収賦課金等	340,635	376,499	△35,864
その他未収金	9,689,921	12,350,143	△2,660,222
立替金	0	23,569	△23,569
貯蔵品	24,110	12,066	12,044
<b>2 固定資産</b>	<b>1,293,118,103</b>	<b>1,458,389,218</b>	<b>△165,271,115</b>
<b>(1) 特定資産</b>	<b>1,266,851,566</b>	<b>1,430,551,687</b>	<b>△163,700,121</b>
所有土地改良施設	1,029,711,938	1,200,188,337	△170,476,399
土地改良施設用地等	589,957	589,957	0
財政調整積立資産	168,459,198	163,447,154	5,012,044
職員退職給付引当積立資産	67,299,773	65,297,724	2,002,049
転用決済金積立資産	790,700	1,028,515	△237,815
<b>(2) その他固定資産</b>	<b>26,266,537</b>	<b>27,837,531</b>	<b>△1,570,994</b>
土地	5,791,262	5,791,262	0
建物	13,998,105	14,743,845	△745,740
機械及び装置	6	6	0
車両運搬具	3	180,685	△180,682
器具備品	284,966	657,334	△372,368
適正化事業拠出金	3,135,000	3,234,000	△99,000
長期未収賦課金等	2,077,195	2,250,399	△173,204
出資金	980,000	980,000	0
<b>資産合計</b>	<b>1,340,370,419</b>	<b>1,509,955,366</b>	<b>△169,584,947</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>	<b>4,841,957</b>	<b>17,491,134</b>	<b>△12,649,177</b>
未払金	3,222,985	14,576,053	△11,353,068
預り金	0	372,407	△372,407
短期借入金	298,972	298,674	298
適正化事業拠出金短期未払金	1,320,000	2,244,000	△924,000
<b>2 固定負債</b>	<b>74,355,533</b>	<b>75,074,145</b>	<b>△718,612</b>
公庫資金等長期借入金	4,217,141	4,516,113	△298,972
適正化事業拠出金長期未払金	1,980,000	3,300,000	△1,320,000
職員退職給付引当金	68,158,392	67,258,032	900,360
<b>負債合計</b>	<b>79,197,490</b>	<b>92,565,279</b>	<b>△13,367,789</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1 指定正味財産</b>	<b>820,147,114</b>	<b>964,062,201</b>	<b>△143,915,087</b>
受取補助金等	4,462,500	4,725,000	△262,500
所有土地改良施設受贈益	815,684,614	959,337,201	△143,652,587
<b>2 一般正味財産</b>	<b>441,025,815</b>	<b>453,327,886</b>	<b>△12,302,071</b>
一般正味財産	441,025,815	453,327,886	△12,302,071
<b>正味財産合計</b>	<b>1,261,172,929</b>	<b>1,417,390,087</b>	<b>△156,217,158</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>1,340,370,419</b>	<b>1,509,955,366</b>	<b>△169,584,947</b>

## 正味財産増減計算書

一般会計（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

科目	当年度(円)	前年度(円)	増減(円)
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入	280,580,761	302,689,592	△22,108,831
1 土地改良事業収入	108,371,434	111,757,308	△3,385,874
2 附帯事業収入	10,438,467	9,224,880	1,213,587
3 特定資産運用収入	14,629	4,449	10,180
4 受取補助金等	8,669,500	9,017,500	△348,000
5 受取交付金	4,620,000	6,600,000	△1,980,000
6 受取業務受託料	4,477,190	4,531,300	△54,110
7 雜収入	336,954	223,345	113,609
8 固定資産受贈益	143,652,587	161,330,810	△17,678,223
(2) 経常支出	292,878,018	313,360,055	△20,482,037
1 土地改良事業費	71,406,435	73,144,218	△1,737,783
2 附帯事業費	8,541,384	7,299,480	1,241,904
3 減価償却費	170,476,399	190,472,451	△19,996,052
4 一般管理費	42,453,800	42,443,906	9,894
当期経常増減額	△12,297,257	△10,670,463	△1,626,794
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入	0	△262,500	262,500
1 過年度修正	0	△262,500	262,500
(2) 経常外支出	4,814	△257,387	262,201
1 支払利息	4,814	5,113	△299
2 過年度修正	0	△262,500	262,500
当期経常外増減額	△4,814	△5,113	299
一般正味財産期首残高	453,327,886	464,003,462	△10,675,576
一般正味財産期末残高	441,025,815	453,327,886	△12,302,071
当期一般正味財産増減額	△12,302,071	△10,675,576	△1,626,495
II 指定正味財産増減の部			
1 一般正味財産への振替額	△143,915,087	△161,593,310	17,678,223
当期指定正味財産増減額	△143,915,087	△161,593,310	17,678,223
指定正味財産期首残高	964,062,201	1,125,655,511	△161,593,310
指定正味財産期末残高	820,147,114	964,062,201	△143,915,087
III 正味財産期末残高	1,261,172,929	1,417,390,087	△156,217,158

# ★ 令和7年度一般会計収支予算

(令和7年7月補正含む)

## 一般会計収支予算

### [ 収入の部 ] 318,875千円

科目	予算額(千円)		比率 (%)	主な内容
	本年度	前年度		
1款 土地改良事業収入	110,730	108,495	34.73	賦課金、農地転用に係る転用決済金
2款 附帯事業収入	9,054	10,457	2.84	使用料や賃貸料、手数料、多面的機能支払交付金に係る事務受託料
3款 特定資産運用収入	242	10	0.08	財政調整積立金、職員退職給付引当積立金、転用決済金積立金の貯金利息
4款 補助金等収入	3,673	8,394	1.15	排水維持管理事業に係る登米市からの補助金
5款 交付金収入	24,813	6,930	7.78	適正化事業交付金
6款 業務受託料収入	4,552	4,403	1.43	国土交通省や登米市からの操作業務受託料
7款 雑収入	3,923	4,074	1.23	JAみやぎ登米等からの貯金利息や配当金、過年度分未納賦課金等や過怠金
8款 借入金収入	30,000	30,000	9.41	運営資金の短期借入金
9款 特定資産取崩収入	88,227	61,292	27.67	財政調整積立金からの繰入及び維持管理決済金の繰入
10款 繰越金	43,661	36,217	13.69	前年度からの繰越金

### [ 支出の部 ] 318,875千円

科目	予算額(千円)		比率 (%)	主な内容
	本年度	前年度		
1款 土地改良事業費支出	127,512	108,029	39.99	用排水施設の維持管理に係る支出、適正化事業や操作受託業務に係る支出
2款 附帯事業費支出	7,586	8,828	2.38	多面的機能支払交付金に係る受託業務に要する支出
3款 一般管理費支出	69,291	45,931	21.73	運営事務費
4款 土地改良事業負担金支出	7,776	0	2.44	境沢地区水利施設整備事業の地元分担金事業費 108,000千円の7%
5款 借入金返済支出	30,299	30,299	9.50	公庫資金の償還元金や運営資金の短期借入償還元金
6款 支払利息	75	56	0.02	公庫資金の償還利子や運営資金の短期借入償還利子
7款 特定資産積立支出	72,397	67,182	22.70	財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、転用決済金積立資産への繰入金
8款 固定資産取得支出	200		0.06	
9款 予備費	3,739	9,955	1.17	

## 事業・工事の内容

(一般維持管理工事)

単位：(千円)

工事名	予算額	施行箇所	工事概要	節
十五貫排水機場エンジン保守点検業務	600	七番江 地区内	エンジン点検1式	3
その他業務委託費				
業務委託費(1款1項9目)計	600		※3節:排水費	
幹線用水路浚渫工事		上下沼～ 上沼田	用水路浚渫1式	
揚水機場吸水槽浚渫工事		豊里町	吸水槽浚渫(鴨波第2・長根・寿崎第2)	2
御岳堂用水樋管ゲート整備工事	7,300	大沢谷岐	ローラーゲート整備1式	
水難事故防止看板更新工事		豊里町	看板更新(11箇所)新設(10箇所) 1式	
その他修繕費		地区内		
修繕費(1款1項11目)計	7,300		※2節:揚水費	
合計	7,900			

(土地改良施設維持管理適正化事業)

単位：(千円)

工事名	予算額	施行箇所	工事概要	款項目節
豊里地区(適正化48,49)1号 鴨波第2揚水機場整備補修工事	29,000	沢尻	φ250mm×22kw水中ポンプ及び 電動吐出弁各2台(更新) 1式	1-2-1-1
工事費 計	29,000			

(土地改良施設操作管理業務工事)

単位：(千円)

工事名	予算額	施行箇所	工事概要	款項目節
番江排水機場エンジン保守点検業務	1,600	外一番江 受託施設	No.2エンジン点検及び整備1式	1-5-8-2
その他業務委託費				
業務委託費 計	1,600			

## 令和7年度賦課金等・地区除外決済金

(10aあたりの組合費賦課金等)

単位：(円/10a)

一般会計	地区全域		ニツ屋地区※	附記
	田	畠		
経常賦課金	9,819	3,085	9,819	
特別賦課金	0	0	5,787	※ニツ屋地区：農業水路等長寿命化・防災減災事業
合計	9,819	3,085	15,606	

(10aあたりの用排水施設使用料)

単位：(円/10a)

一般会計	用排水施設		附記
	100%地区(直接用水)	70%地区(間接用水)	
地区全域	9,819	6,873	

(10aあたりの地区除外決済金)

単位：(円/10a)

△	地区全域		ニツ屋地区※	附記
	田	畠		
借入償還	0	0	80,496	※ニツ屋地区：農業水路等長寿命化・防災減災事業
維持管理	13,883	5,368	13,883	
事業費	—	—	—	
合計	13,883	5,368	94,379	

## ★ 土地改良区からのおしらせ

### 令和7年度から境沢揚水機場の更新・整備工事が始まっています

事業名： 農山漁村地域整備交付金水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）

所在地： 登米市豊里町境沢地内

事業費： 614百万円

予定期工期： 令和7～10年度



・境沢揚水機場は、県営かんがい排水事業により平成元年から平成6年に造成された当土地改良区の基幹的施設です。造成後30年以上が経過しており、ポンプ設備、原動機及び電気設備等の経年劣化による機能低下が懸念されていましたので、このたび、診断結果に応じた機能保全対策を実施することによって施設全体の機能回復を図ります。



### 水難事故防止にご協力ください！

毎年、用水期に限らず各地で用水路やため池での痛ましい水難事故が後を絶ちません。

子どもが水路で遊ばないように声掛けや高齢者のいるご家庭では注意喚起を行うなど、地域ぐるみで水難事故を防ぎましょう。



用水路、ため池で遊んでいる方を見かけたら「危ないよ！」と声を掛けて下さい。



### 機械作業による給水栓や水閘の破損にご注意ください！

機械作業による給水栓や水閘の破損が増えています。草刈りなどを機械作業でおこなう際は、給水栓や水閘の破損にご注意ください。もし破損した場合、すぐに土地改良区に連絡をお願いします。

給水栓や水閘の破損補修工事の費用は「耕作者負担」です！



### 用水開始前に給水栓の確認（清掃）をしましょう！

給水栓にゴミ詰まり等があると用水の流れが悪くなるほか、開け閉めにも支障をきたす場合があります。

### 用水開始前の3月中には給水栓の確認（清掃）をしましょう！

また、毎年4月上旬に実施しているパイプラインの漏水試験時に給水栓が開きっぱなしになっていると、ほ場にたくさんの用水が入ってしまいます。麦などの転作ほ場や4月上旬に耕起される方は給水栓が閉まっていることを確認してください。

### 漏油にご注意ください！

農作業で使用する燃料（ガソリンや軽油、混合油など）を水路に流入させないように注意しましょう！！

車両で運搬する際には携行缶等のキャップが閉まっているか、転倒防止の固定はされているかを確認しましょう。また、ホームタンクからトラクターなどに給油する際も給油が完了するまでその場から離れないようにしましょう。



## 賦課金等は期限内に納めましょう



令和7年度組合費賦課金等の **納入期限は「令和8年1月15日(木)」** です。忘れずに期限内に納めるようお願いします。

納入期限後は、過怠金（延滞金、督促手数料）が発生しますのでご注意下さい。

賦課金についてのご相談は当土地改良区総務課までお問い合わせ下さい。

## こんなときは土地改良区への届出が必要です！悩んだときは、ご相談下さい！

- ✓ 農地を売買または交換したとき、相続や贈与したとき
- ✓ 農地を貸借契約（農地中間管理機構経由分を含む）したとき、または解約したとき
- ✓ 後継者に経営を移譲したとき
- ✓ 組合員が亡くなられたとき
- ✓ 組合員の住所や電話番号が変わったとき

**【届出書類】組合員資格喪失通知書、住所変更届**

- 土地改良法第43条の規定により資格喪失と資格取得者が連名捺印を行い、その都度の届出が必要です
- 新しい組合員には、選挙権の付与と組合費が賦課されます

- ✓ 農地を宅地など農地以外に転用するとき
- ✓ 公公用事業などにより農地が買収されたとき

**【届出書類】農地転用等の通知書、地区除外申請書**

- 農地転用等の届出をし、その農地に係る地区除外決済金を納入していただくことになります

- 届出をされない場合には、旧態のままで賦課されます

※届出書類はホームページからもダウンロード可能です。

地区内から農地が除外された場合に、決済金算定基準によって、その農地が背負つ  
**「決済金」とは？** ている事業の償還金を一括して決済いただくものです。

※10頁下段の「(10aあたりの地区除外決済金)」が令和7年度の地区除外決済金です

**市役所(総合支所)や法務局、農業委員会などの公共機関で手続きをおこなつ  
ただけでは、土地改良区の賦課台帳は更新されませんのでご注意願います！**

**土地の権利移動や組合員の変更の際は、土地改良区にも届出をお願いします。**

## 事前に確認してください！

**未納賦課金は新しい耕作者が負担します!!**

土地改良区の賦課金等を滞納している農地を売買や貸し借りなどで移動した場合、新たな耕作者が未納賦課金等を支払うこと（権利の承継）が法律で義務づけられています。※同様に貸付地が戻ってきた場合にも未納賦課金等が付随します

農地を売買や借受けする場合は、**手続きする前に賦課金等の納入状況を確認することが大切です。**

## ～用水について～

用水は、国が定めた水利権に基づき許可を得て河川から取水しており、期間や年間の総取水量も定められています。

限りある水量となりますので、効率的な運用にご協力をお願いします。

あわせて、水路や畦畔等の管理についてもご協力をお願いします。